

報告第7号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成17年12月1日

提出者 足立区長 鈴木恒年

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
平成17年8月25日	67,973円		平成17年1月18日、足立区一ツ家二丁目17番地先道路において、清掃車が前方の駐車車両を避けるため対向車線を徐行していたところ、道路右端にいた相手方の頭部に清掃車の右バックミラーが接触し、頭部打撲の被害を与えた。
平成17年9月15日	73,770円		平成17年3月10日、区立幼稚園及び小中学校の廃棄物を収集運搬する受託業者が、当日回収した不燃ごみと従前回回収し保管していた不燃ごみを合わせて収集車に積み替えたところ、収集車の荷台から出火し、車両の一

			部を損傷した。
平成17年10月2日	88,725円		平成17年8月24日、グリーンパーク新綾瀬において、ごみ集積所備付けのごみコンテナを用いて清掃車へのごみ積込み作業をしていたところ、相手方所有のコンテナと清掃車の回転板との間に木片が挟まり、同コンテナの一部を破損した。
平成17年10月14日	173,770円		平成17年3月3日、六月住区センター学童保育室において、被害児童（小学校1年生）が他の児童と遊んでいる際転倒し、左前腕骨折の傷害を負った。